

北竜町特定不妊治療費助成事業について

北竜町では、不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精を受けたご夫婦の経済的負担を減らすことを目的として、特定不妊治療費助成事業を実施しています。

《助成の対象となるご夫婦》

特定不妊治療以外の治療法によって妊娠の見込みがないか、またはきわめて少ないと医師に判断され、実際に治療を受けている方のうち、次のすべての要件にあてはまるご夫婦

- ①北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成の決定通知書を受けた方
 - *北海道特定不妊治療費助成事業では所得制限があります(ご夫婦の所得の合計が730万円未満)
- ②法律上の婚姻をしている夫婦で、いずれか一方が北竜町に住所がある方
- ③同一の治療に関して他の市町村から、同様の助成を受けていない方

《対象となる治療》

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）

《助成内容》

特定不妊治療に要した費用から北海道特定不妊治療費助成事業による助成金を控除した額の9割。1回の助成額の上限は15万円です。

助成回数は、過去に北海道の助成を受けた回数によって異なりますので、詳細は保健指導係にご確認ください。

《申請に必要なもの》

- ◎北竜町特定不妊治療費助成事業申請書
 - ◎道からの助成決定指令書の写し
 - ◎道に申請する際に添付する、特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
 - ◎印鑑
 - ◎銀行の口座番号がわかるもの(農協口座、北空知信金口座、またはゆうちょ銀行の口座)
- ※申請に必要なものを持参し、直接住民課保健指導係へ申請するか、希望により保健師がご自宅に訪問して申請を受けることもできます。

《お問い合わせ先》

北竜町役場住民課保健指導係 電話 34-2111